

## 株式取扱規則

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 当会社における株式および新株予約権に関する取扱い（株主の権利行使に際しての手続き等を含む）については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款に基づきこの規則の定めるところによる。

#### (株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

#### 株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

### 第2章 株主名簿への記録等

#### (株主名簿への記録)

第3条 会社法第121条に基づく株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

- 2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
- 3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(新株予約権原簿への記載または記録等)

第4条 会社法第249条に基づく新株予約権原簿への記載事項の記載または記録および変更の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

2. 前項のほか、新株予約権の取扱いについては、別途定めることができる。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第5条 株主名簿に記録される者（以下「株主等」という。）は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法人株主の代表者)

第6条 法人である株主等は、その代表者1名の役職名および氏名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第7条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第8条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第9条 外国に居住する株主等またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、

または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(その他の届出)

第10条 第5条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当会社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届け出るものとする。

(機構経由の確認方法)

第11条 当会社に対する株主等からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

(新株予約権者の届出事項等)

第12条 当会社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については、第5条から第10条を準用する。ただし、第4条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

### 第3章 株主確認

(株主確認)

第13条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りではない。

2 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合には、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。

3 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名または記名押印

した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。

4 代理人についても第1項および第2項を準用する。

#### 第4章 株主権行使の手続き

(少数株主権等)

第14条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名または記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

2 前項の少数株主権等の行使については、前条第1項、第3項および第4項を適用するものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第15条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により、当会社が定める分量は以下のとおりとする。

一 提案の理由

各議案ごとに400字

二 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項

各候補者ごとに400字

(単元未満株式の買取請求の方法)

第16条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第17条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設するJASDAQ市場における最終価格とする。ただし、その日に売買

取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第18条 当会社は、前条により算出された買取代金を、当会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取価格が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第19条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払または支払手続を完了した日に当会社の振替口座に振替えるものとする。

第5章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第20条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第6章 総株主通知等の請求

(総株主通知等の請求に係る正当な理由)

第21条 振替法第151条第8項に定める正当な理由があるときとして、当会社がこの規則に定めるものは次のとおりとする。

- (1) 当会社が、法令、有価証券上場規程、定款その他の規則（以下「法令等」という。）に基づき株主等に対して通知するために必要があるとき。
- (2) 当会社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を、公表し、または官公署もしくは証券取引所に提供するために必要があるとき。
- (3) 当会社が、株主優待制度の実施等、株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- (4) 上場廃止、免許取消しその他当会社または株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (5) 取締役会で定める一定時点における株主の株式保有状況を株主名簿に反映させることが適当であると判断した時。
- (6) 当社株式に対する公開買付開始公告がなされ、取締役会が、直近の株主に対する文書の発送を行うべきと判断したとき。

（情報提供の請求に係る正当な理由）

第22条 振替法第277条に定める正当な理由があるときとして、当会社がこの規則に定めるものは次のとおりとする。

- (1) 株主等の同意があるとき。
- (2) 株主と自称する者が株主であるかどうか確認するために必要があるとき。
- (3) 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。
- (4) 当会社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を、公表し、または官公署もしくは証券取引所に提供するために必要があるとき。
- (5) 上場廃止、免許取消しその他当会社または株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (6) 特定の者が当社に対して少数株主権等を行使しようとする旨を認知したとき。
- (7) 大量保有報告書が提出された場合に、その所有名義を確認するために必要があるとき。

## 第7章 制定・改廃

### (制定・改廃)

第23条 この規則の制定・改廃は諸規程管理規程によるものとする。

### 付 則

第1条 本規則は、2009年1月5日より施行する。

本規則は、2013年10月1日より改正する。